

平成28年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成28年12月8日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	牟田和正君	2番	阪東吉三郎君
3番	森井基容君	4番	安田喜代一君
5番	森良子君	6番	古立憲昭君
7番	西川六男君	8番	竹邑利文君
9番	辻一夫君	10番	吉田容工君
11番	植田昌孝君	12番	松本美也子君
13番	小走善秀君	14番	吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 議事係長 森恵啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森章浩君	総務部長	持田尚顕君
住民福祉部長	中屋敷晃弘君	産業建設部長	森博康君
上下水道部長	山田英二君	人事課長	三浦明君
監査委員	井上喜一君	教育委員長	田部井紀美子君

教 育 長 片 倉 照 彦 君 教 育 部 長 竹 島 基 量 君
選 挙 管 理 委 員 会 北 田 喜 史 君 農 業 委 員 会 局 長 山 内 章 司 君
事 務 局 長

平成 28 年田原本町議会第 4 回定例会議事日程

12月8日（木曜日）

○開 議（午前 10 時）

○委員長報告（議第 44 号より議第 60 号を除く議第 62 号までの 18 議案について）

○質 疑

○討 論

○採 決

○閉会中の継続審査について

○議長閉会挨拶

○町長閉会挨拶

○閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程

○地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議

○議第 64 号 田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例

・提案理由の説明

・質疑

・討論

・採決

午前10時00分 開議

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。（「議長」と吉田議員呼ぶ）

10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） 動議を提起します。

地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議を提起いたします。

議長に書類をお渡しします。

○議長（西川六男君） ありがとうございます。

ただいま10番、吉田議員のほか3名の方から、地域子育て支援事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議が提出されました。よって、本件を日程に追加し、直ちに議題にすることに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議を日程に追加することに決しました。

地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議

○議長（西川六男君） それでは、提出者の説明を求めます。10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、動議をまず読み上げさせていただきます。

地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり、地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議を提起します。

記

1、調査項目

本議会は地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 地域子育て支援拠点事業に関する項目
- (2) (1) 項に伴う町幹部の関与に関する項目

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び本町議会委員会条例第6条の規定により、委員13名から成る地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3、調査権限

本議会は、1に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第100項並びに同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委託する。

4、調査権限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査費用

本調査に要する費用は、今年度においては当面10万円とする。

平成28年12月8日

田原本町議会議長 西川六男 様

提出者 議会議員 吉田容工
賛同者 議会議員 森井基容
賛同者 議会議員 小走善秀
賛同者 議会議員 植田昌孝

全ての議員の皆さん方が地方自治法第100条の権限を行使できる特別委員会設置にぜひともご賛同いただきますよう求めまして、動議提出の提案理由といたします。

○議長（西川六男君） ただいまの説明に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君）では、次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君）ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君）全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（西川六男君）再開をいたします。

お諮りいたします。地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会の委員の選任につきましては、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君）それでは、ご異議なしと認めます。よって、地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会の委員の選任につきましては、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正副委員長につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、休憩中に特別委員会を開き、選任いただいておりますので、報告いたします。

地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会委員長、辻一夫委員、副委員長、小走善秀委員、以上でございます。

お諮りいたします。町長より議第64号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、議第64号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第64号 田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例

○議長（西川六男君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、議第64号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要の説明を申し上げます。

本案は、田原本町地域子育て支援拠点事業委託料に係る事案及びその他補助金等の事務処理の適正性等について検証を行うため、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、田原本町補助金等適正執行調査委員会を設置するもの、あわせて委員の報酬を定めるものでございます。

議員各位おかれましては、何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（西川六男君） 暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（西川六男君） 再開をいたします。

町長の提案理由に対して、質疑を許します。質疑ありませんか。11番、植田議員。

○11番（植田昌孝君） 今、議第64号の田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いただきましたが、今回提案された議案は、以前、町長が今回の愛和会の事件で会見された時点でお話をされておりました第三者委員会を

設置したいということで、新聞報道や記者会見のときにおっしゃっていたと思うんですけども、そのための条例を設置するというものなのか、その辺のところをお聞きしたいということが 1 つでございます。それともう一つは、今回の補助金の執行調査委員会は、他団体に対して支出している補助金なども精査するというものなのか、その 2 点、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） ただいまご質問ありましたこの調査委員会でございますが、私がかねてから申し上げておりました第三者委員会に該当するものでございます。その委員会と考えていただいて結構です。

そして、2点目のご質問、他団体にもということでございますが、きっかけは今回事件となりました案件がきっかけでございます。そこからスタートをして、その調査を進めていく上で、ほかの団体にも同じように広げていきたいと考えておりますので、田原本町から補助金等として出ているお金についての流れの確認となると思います。

○議長（西川六男君） 植田議員。

○11番（植田昌孝君） いわゆる第三者委員会というようなことで今回設置をされるということでございますが、それでは、この委員会で具体的にどういうものを調査されようとしているのか、わかる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 具体的にございますが、まず、今回行われたのが委託事業の中での提出された書類の中に偽造の書類が入っていたという報道を受けております。その中で、今捜査段階でございますので全容まではわからないのですが、ただ、町に提出がされた書類の中に入っていたということは事実でございますので、まずそれがなぜ含まれていたのか、そしてなぜそれを提出することになったのか、そしてそれが実際町のチェック機能をすり抜けて入ってきたというところまで、やはり調べていかないといけないと考えております。そこから、今回は 800 万円弱の委託金でございましたが、ほかにもそのような委託契約を結んでいる事業、そし

て団体もございますので、きちんとそれが適正に処理をされているかを見きわめていく機関とさせていただければなと考えております。

○議長（西川六男君） 植田議員。

○11番（植田昌孝君） 私もこの第三者委員会というのを初めて実際に聞かせていただいて、いろいろ調べてみたら、本来、本来と申しますか、直接利害を持たない中立的な立場で第三者によって構成される委員会であるということでございまして、第三者機関とも言うそうですけれども、報告書を最終的には提出されるのかどうか、その辺もちょっと詳しいところがわかっていないんですけれども、なかなかテレビ、報道なんかでも、いろいろ過去にありましたけれども、踏み込んだ調査ができない、例えばこの調査自体も形骸化されていて、なかなか本来調べないといけないところまで踏み込んで調査できないというようなこともよく言われておりますので、その辺をしっかり調査していただきたいと思います。

最後に、終わった後ですね、例えば何らかの形で報告をされるのか、そういう報告書を作成されるのか、例えば議会に報告をされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） ありがとうございます。

まず、報告書のほうは作成をしていただき、もちろん議会の皆様にも周知もさせていただくのと同時に、やはりホームページ等にも上げて、どういうことが調査されていたかということも周知をさせていただきたいと考えております。

そして、どこまで踏み込める調査ができるのかということでございますが、形骸化しないように、町とできるだけ距離を保てる方々に入っていただきたいと思いまして、今回余り例も見ないんですが、今の段階では公募という形も考えております。そして、町内の方に限らず、町外の方にも入っていただき、そしてそれぞれの持たれる専門性で見ていただくことがまず1つ。そして、2つ目は、行政の中だけではなくて、やはり現場にも行っていただき、町がお願いをする委員会でございますので、現場でも何が起こっていたのかというところも調査機関として調査をしていただきたいと考えております。

先ほど百条委員会が可決されましたが、第三者委員会は行政側からのチェックと考えております。議会の皆様からのチェック、両方の目で見ていただくことが住民の皆さんへの説明となると思いますので、どちらも、特に第三者委員会に関しましては、しっかりと距離を置きながら調査をしていただくようにお願いしたいと考えております。

○議長（西川六男君） 植田議員。

○11番（植田昌孝君） 確かに、自分自身のことを自分自身で調べるということがなかなかできない、行政のトップでいらっしゃいますので、その行政のことを自分で調べることができないので、第三者の方に入っていただいて調べるというようなことでこの委員会を設置されるのかなと思っております。私も先ほど申し上げましたように、馴れ合いなことになってはいけないと思いますので、しっかりと調査をされるように希望いたしまして、質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（西川六男君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切りたいと思います。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） それでは、これにて討論を打ち切ります。

それでは、議第64号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

それでは、日程に入りたいと思います。

委員長報告（議第44号より議第60号を除く議第62号までの18議案について）

○議長（西川六男君）　去る1日の本会議において一括上程されました議第44号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第4号）より、議第59号、指定管理者の指定について及び議第61号、奈良広域水質調査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について及び議第62号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についての18議案につきましては、各所管の委員会におのおの付託されておりますので、この際一括議題といたします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

総務文教委員会委員長、11番、植田議員。

（11番　植田昌孝君　登壇）

○11番（植田昌孝君）　議長のご指名によりまして、総務文教委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成28年田原本町議会第4回定例会におきまして、総務文教委員会に付託されました議案につき、去る12月6日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第44号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正予算額は4億3,258万9,000円で、予算総額は134億3,996万4,000円となります。

このうち、当委員会所管の補正予算についてご報告を申し上げます。

補正内容につきましては、歳出、第1款議会費158万円及び第2款総務費2,090万8,000円の増額につきましては、人事院勧告等による改正で、人件費の増及び人事配置に伴う補正であります。

第9款教育費1,000万円の増額につきましては、中学校給食施設の実施設計委託料でございます。

次に、繰越明許費につきましては、年度内に必要な事業期間を確保できないこと

から、翌年度に繰り越されるものであります。

なお、財源につきましては繰越金であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第46号、平成28年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は512万1,000円の増額で、予算総額は560万1,000円となります。

内容といたしましては、本会計が本年度で終了することから、基金を取り崩し一般会計に繰り出しをするものなどであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第51号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ、官民較差等に基づく給与水準に改定されるものであります。

内容といたしまして、一般職の職員については、4月1日に遡及して給料表の平均0.2%引き上げ、勤勉手当支給率を年間0.1月分引き上げ、翌年度から配偶者及び子に係る扶養手当の見直し、地域手当の段階的引き下げを行うものなど、また、特別職の職員で常勤のもの及び議會議員の期末手当支給率の年間0.1月分引き上げを行う改正であり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第52号、田原本町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、同和対策事業として、住宅の新築や改修及び宅地取得に必要な資金の貸し付けを行っていた田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計を本年度で終了するとともに、田原本町住宅新築資金等運用基金も廃止するものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第53号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年度の税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、田原本町税条例の修正が必要となる部分について改正するものであります。

内容といたしまして、個人町民税及び法人町民税の減額更正があった後に増額更正を行った場合の延滞金の計算期間を増額更正以降の期間に変更すること、個人町民税の医療費控除について、医療用から転用された市販の医薬品（スイッチOTC薬）については、従来の医療費控除との選択により、支払い額が1万2,000円

を超える部分を控除対象とする特例を設けるもの、並びに台湾との民間租税取り決めによる特定の利子や配当に対して3%の税率で個人町民税の申告分離課税を行うものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第54号、田原本町立体育館条例の一部を改正する条例及び議第55号、奈良県田原本健民運動場条例の一部を改正する条例につきましては、大和まほろば広域定住自立圏での公共施設相互利用促進事業として、圏域住民が町内住民と同じ料金で体育施設を利用できるようにするなどの改正であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案につきましてご報告を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 厚生建設委員会委員長、13番、小走議員。

（13番 小走善秀君 登壇）

○13番（小走善秀君） 議長のご指名によりまして、厚生建設委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成28年田原本町議会第4回定例会におきまして、厚生建設委員会に付託されました案件につき、去る12月6日午後2時30分より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第44号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正予算額は4億3,258万9,000円の増額で、予算総額は134億3,996万4,000円となります。

このうち、当委員会所管の補正予算についてご報告申し上げます。

補正内容につきましては、人事院勧告等による改正で、人件費の増及び人事配置に伴う補正を含めまして、歳出、第3款民生費1億9,668万8,000円の増額は、まず、自立支援介護・訓練等給付費負担金、障害児通所給付費、療養介護医療費等、利用量などの増加によるものであります。

また、国の補正予算による既存高齢者施設の火災報知設備の整備及び防犯対策強化事業、平成27年度国の補正予算の追加交付申請による介護ロボット導入促進事業に取り組む町内の事業所に対する補助金、さらに介護保険特別会計の補正に伴い

ます他会計繰出金を補正されるものであります。

そして、臨時福祉給付金事業費は、国の補正予算において、国の経済対策の一環として支給されるものであります。

次に、第4款衛生費300万円の増額は、保健センター外壁等修繕工事費の増額によるものであります。

次に、第5款農林水産業費4,111万4,000円の増額は、国の補正予算を受け、地籍調査業務と農業基盤を強化するのに必要な事業を佐味水路整備工事ほか5カ所で実施されるものであります。

次に、第7款土木費1億5,835万円の増額は、人件費並びに国の補正予算などを受け、40橋の橋梁長寿命化点検業務1件、道路舗装補修工事を八尾24号線ほか3カ所、道路新設改良工事を十六面黒田線ほか4カ所、一般下水路整備工事を西竹田地内1カ所で実施されるものであります。

なお、補正財源は、国県支出金、地方債及び繰越金などであります。

次に、繰越明許費につきましては、臨時福祉給付金事業ほか6事業が国の補正予算などに対応するために年度内に必要な事業期間を確保できないことから、翌年度に繰り越されるものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、老人福祉センターの指定管理に伴います平成28年度から平成31年度までの指定管理料の限度額を7,230万円と定められるものであります。

次に、地方債補正につきましては、農業基盤整備促進事業ほか4件について限度額を変更されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第45号、平成28年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額6,185万8,000円の増額で、予算総額は40億1,411万1,000円となります。

補正内容につきましては、高額医療費共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金の増額及び平成27年度の療養給付費等負担金が確定したことによる返納金であります。

なお、補正財源は、国県支出金、共同事業交付金、繰越金であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第47号、平成28年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額3,483万4,000円の増額で、予算総額は26億7,508万円となります。

補正の内容につきましては、平成30年からの介護保険制度改正に対応するコンピューターシステム改修等業務委託料、総合事業の早期開始による介護予防・生活支援サービスの事業費の増額等、過年度分の介護保険料還付金の増加並びに平成27年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う償還金であります。

なお、補正財源は、国県支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金であります。

また、繰越明許費につきましては、介護保険システム改修事業が年度内に必要な事業期間を確保できないことから翌年度に繰り越されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承しました。

次に、議第48号、田原本町農業委員会の委員等の定数に関する条例につきましては、改正後の農業委員会に関する法律では、委員の選出方法が選挙制と市町村長による選任制の併用から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更するとともに、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が新たに設けられ、委員及び推進委員の定数は、それぞれ政令で定める基準に従い、条例で定めることとされたため制定されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第49号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律が一部改正され、新たに非常勤特別職として農地利用最適化推進委員が設置されることとなり、報酬額を定める必要があることから所要の改正を行うもの及び農業委員会の職員定数について引用条項を改正されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第50号、田原本町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年4月1日から全国の主要なコンビニエンスストアにおいて印鑑証明書の交付を受けるための申請方法についての規定を新たに追加する改正であり、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、議第 56 号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、今回の改正は、日台民間租税取決めが締結されたことによる「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」の施行に伴い、町民税において分離課税とされる特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いるための改正であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第 57 号、田原本町清掃工場設置条例を廃止する条例につきましては、やまと広域環境衛生事務組合の新ごみ処理施設が平成 29 年 4 月 1 日から操業されることに伴い、現清掃工場の操業を同年 3 月 31 日に終了されることから設置条例を廃止されるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第 59 号、指定管理者の指定につきましては、田原本町老人福祉センターの指定管理者に、樋原市八木町 1 丁目 8 番 15 号の阪神管理サービス株式会社、代表取締役清水克益を指定し、指定の期間を平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとされるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第 61 号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約を変更されるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第 62 号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更されるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

なお、付託案件外でありますが、下水道課より、平成 25 年度の下水道使用料改定に伴う経営収支の中間報告を受けました。

内容といましましては、改定当時の経営試算と平成 27 年度までの決算額に対する乖離の理由について報告を受けたものであります。

また、交流促進施設（道の駅）の指定管理者候補について、奈良交通株式会社を選定したことについて報告を受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました議案及びその他の案件につきましてご報告を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員長、3番、森井議員。

（3番 森井基容君 登壇）

○3番（森井基容君） 議長のご指名によりまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成28年田原本町議会第4回定例会におきまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会に付託されました議案について、去る12月7日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第44号、田原本町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正予算額は4億3,258万9,000円の増額で、予算総額は134億3,996万4,000円となります。

このうち、当委員会所管の補正予算についてご報告申し上げます。

補正の内容といたしましては、唐古・鍵遺跡史跡公園の隣接地で計画されている多目的広場整備予定地の土地境界確定業務を委託するために要する経費を補正されるもので、財源につきましては繰越金及び町債であります。

次に、第3表債務負担行為の補正につきましては、多目的広場の整備に係る測量設計業務を今年度から2ヵ年で実施するため、限度額を990万円と定められるものであります。

次に、第4表地方債の補正につきましては、多目的広場整備事業の限度額80万円を追加されるものであります。

当委員会は、賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第58号、唐古・鍵遺跡整備事業遺構展示施設建設工事請負契約締結につきましては、公園北西の入り口に建設する遺構展示施設を、契約金額1億5,604万4,880円で、田原本町大字今里182番地の1、株式会社山本工業、代表取締役山本行男と請負契約を締結されるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、経過報告につきましては、今年度で遺構展示施設の建設のほか、復元整備

ゾーン西側の水路工及び園路の舗装工事を予定されており、水路工事、園路舗装とともに3月の完了に向け、作業を進めている。また、史跡公園の整備スケジュールの現在の考え方について、国費のつき方次第ではあるが、基本的には平成29年度で、できる限り完了したいと考えているとの報告を受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました議案及び経過報告につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 続きまして、清掃工場建設検討特別委員会に付託案件はありませんけれども、本定例会までの経過等について報告を求めます。清掃工場建設検討特別委員会委員長、13番、小走議員。

（13番 小走善秀君 登壇）

○13番（小走善秀君） 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成28年田原本町議会第4回定例会におきまして、清掃工場建設検討特別委員会を去る12月7日午後1時より開催し、全委員の出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

付託案件はございませんが、新焼却施設建設の進捗状況等についての報告を受けたところでございます。

まず、やまと広域環境衛生事務組合が施工しております新焼却施設建設の進捗状況については、焼却炉、灰搬出設備、ごみ選別機などの主要設備の備えつけ作業が終了し、現在、配線配管工事、工場棟外壁部の塗装工事に着手されているとのこと。

次に、本年11月1日に開催予定でありました、やまと広域環境衛生事務組合議会定例会が延会されたとのこと。

また、今後見込まれる本町清掃センターの維持管理経費について報告を受けたところであります。

以上、当委員会において審査されました経過報告等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまの各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。10番、吉田議員。

(10番 吉田容工君 登壇)

○10番（吉田容工君） それでは、反対討論させていただきます。

まず、議第44号、一般会計補正予算（第4号）についてであります。

本改正案には、唐古・鍵遺跡史跡公園整備事業費94万9,000円が計上されています。これは、公園の東側に多目的広場用地と70台収容できる駐車場用地を購入するに当たって境界を測量する費用であるという説明を受けました。

唐古・鍵遺跡史跡公園の駐車場については、特別委員会で各委員から積極的な情報提供をして、検討願いたいと提案したにもかかわらず、行政から一方的に道の駅の駐車場を公園の駐車場とすると通告を受けた経緯があります。ところが、公園の活用の検討を始めると、道の駅では全く役に立たないことが判明し、急遽東側に駐車場等をつくることになったそうです。これまで真剣な検討がされてこなかった証拠です。

それとともに、公園の基本活用計画は、まだ作成されていないこと。次の3月議会で提出する旨の報告がありました。

そもそも公園を管理運営する部署が公園の基本活用計画を策定した上で具体的な活用事例を検討し、公園全体の整備を行うのが当たり前です。唐古・鍵遺跡史跡公園は、つくらないと駄目だ、つくらないと駄目だと公園整備が前面に座り、管理活用について後回しになっています。その結果、思いついたら購入する。次に、思いついたら買い足すという状況になっています。これは、ごみ中継施設の二の舞です。駐車場を購入するにしても、管理運営担当部署が基本管理活用計画を策定した上で必要な用地を手当てる、当たり前の事業方法に切りかえることを求めて、本件補正予算に反対します。

次に、議第50号、印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本改正条例は、コンビニで印鑑証明をとるようにするための改正である。コンビニで証明書の発行を受けるには、個人番号カードが必要です。こんなに便利だから個人番号カードをつくってくださいねというための条例改正です。しかし、さまざまな個人情報をコンピューターで管理することは情報の漏えいにつながることは、今や常識です。コンピューターのセキュリティー強化は、ハッキング等問題が発生してから対策を打つ、ハッキング、対策を打つのイタチごっこです。最初にハッキング等情報漏えいが発生してからしか対策を打つことはできません。この当たり前のことを行に置いて、個人番号カードを推奨する町の姿勢は問題です。

個人番号カードから情報漏れが発生して、問題が生じたときは、個人番号カードを推奨した町にも責任があることを指摘しました。インターネット上でパソコンレンタル手続をした方が、海外で名前を利用され、いかがわしい会社の代表者にされていた。また、免許証を勝手に使われ、知らないうちに登録されていたなど、実際に情報漏れが問題になっています。

現在、個人番号カードの発行状況は、申請数2,981件、そのうち発行済み件数は2,408人だそうです。1年間、国と町が一生懸命宣伝したにもかかわらず、わずか9.1%です。町民にとって全く必要がないカードであること、コンピューター等への信頼度がこの程度であることのあらわれです。こんな状況では、夜間交付や休日交付等の負担を職員に負わせる必要は全くありません。町が責任とれない以上、本件条例改正に反対します。

次に、議第51号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

この改正は、人事院勧告と奈良県人事委員会の勧告に従い、毎月の給料を0.2%引き上げ、勤勉手当を0.1ヶ月引き上げるものであります。この改正には賛成します。

しかし、毎月の給与値上げ総額は年間330万円、勤勉手当引き上げ総額は950万円、扶養手当の改正で実質14万円減額されます。加えて、来年度から2年をかけて地域手当が2%下げられます。その結果、今年度は全体で1,260万円の増額となりますが、来年は地域手当引き下げの結果、1,400万円の減額があり、増減に差がないことになります。再来年は、去年より1,400万円少ない額

になってしまいます。去年地域手当を安易に2%上乗せしたことの大きなダメージとなって返ってくることになります。総括質疑でも指摘したところですが、本町だけ特別に給与を引き上げるときは、もっと議会にわかるように説明することを求めます。

本条例の中には、議員の期末手当を0.1ヶ月引き上げる内容も含まれています。議員は非常勤であり、人事院勧告に従う必要性は全くありません。議員の姿勢が問われている時期でもあり、お手盛りの引き上げには反対します。

○議長（西川六男君）ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君）次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君）ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

議第44号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君）賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第45号、平成28年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君）全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第46号、平成28年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、議第47号、平成28年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第48号、田原本町農業委員会の委員等の定数に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第49号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第50号、田原本町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第51号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長

の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第52号、田原本町特別会計条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第53号、田原本町税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第54号、田原本町立体育館条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第55号、奈良県田原本健民運動場条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第56号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を

採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第57号、田原本町清掃工場設置条例を廃止する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第58号、唐古・鍵遺跡整備事業遺構展示施設建設工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第59号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第61号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第62号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

閉会中の継続審査について

○議長（西川六男君） お諮りいたします。それぞれの委員長より審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありましたが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程は全て終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会いたします。

閉会に当たりまして、議長として一言町長に申し入れをいたします。

町政に関する重要な議案を審議する本議会に、町長を補佐し、町政推進に重要な役割を果たしていただいている石本副町長が、さきの9月議会に引き続き欠席されました。

現在、来年度に向けて予算が編成される大切な時期であり、次回3月議会は町政の重要な予算を審議する議会であります。病気であるということでやむを得ないと考えますが、治療に専念されまして、一日も早く職務に戻っていただき、3月議会にはぜひ出席いただくよう町長として配慮されることを申し入れたいと思います。

さて、本定例会は去る1日に開会し、本日までの8日間の長きにわたって終始熱心に慎重に審議を賜り、全ての重要議案を議了できましたことに、心から感謝を申し上げます。

理事者におかれましては、本議会並びに委員会での意見等を十分尊重され、町政全般にわたり、より一層の向上を期されるようお願い申し上げる次第であります。

さて、本年も残りわずかとなってまいりましたが、理事者並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、希望に満ちた新年を迎えられますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

町長閉会挨拶

○議長（西川六男君） それでは、閉会に当たりまして町長より挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のお許しをいただきまして、平成28年田原本町議会第4回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る12月1日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案全て原案どおりご議決、ご同意をいただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

最後になりますが、これからさらに厳しい寒さに向かう季節でございます。議員各位におかれましてはご自愛いただきまして、幸多き新年を迎えられることを心からお祈り申し上げます。あわせて、今後も町政の伸展と地域の活性化等への取り組みになお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） それでは、これにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 西川六男

田原本町議会議員 安田喜代一

田原本町議会議員 森 良子

田原本町議会議員 竹邑利文